

更生の余地はない？ あったとしても？

光市事件の判決について

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

山口県光市で起きた母子殺害事件で、最高裁判所は、六月二〇日、一、二審の無期懲役判決を見直すよう、差し戻しの判決を出しました。

この事件は、被告が事件当時一八歳になったばかりであったこと、被害者遺族の方が強く極刑を求める思いをアピールされていたことなどもあって、大きく報道され続けました。マスコミでは、被告に反省がないことの証左として、被告が友人に出したとされる手紙の内容がことあるごとに紹介されました。

また、弁護人が申し立てていた口頭弁論の延期が認められず、三月一四日当日、欠席したことから非難は弁護人らにも向けられました。

結局、口頭弁論は、四月一八日に延期され、弁護人にその日は出廷するようにと強い圧力がかけられました。弁護士事務所にはそのかん抗議や嫌がらせの電話が鳴り続けたそうです。

☆☆☆

この経緯を落ち着いて考えてみれば、異例なのは、一、二審の死刑を回避した判決が、検察側の上告により最高裁でくつがえされたということであり、弁護士が受任してからまもないこともあり、認められることが普通だった、口頭弁論のわずか数力月の延期申請が認められなかったことでした。

被告が出した「反省のない手紙」というのも最高裁になってはじめてわかったという話ではなく、もともと挑発的な手紙への応答として出されたものであり、原審でも、それをもって被告の更生の余地を判断してはならないとされていたものです。

そして、最高裁になってからこの事件を担当した弁護士は、改めて事件を精査し、そもそも言われているような殺意を持って行われた残虐な犯行ではなかったのではないかという疑念を抱き、それを裏付ける証拠を固めつつあったところでした。

四月一八日の最高裁弁論要旨が「死刑廃止国際条約の批准を求めるFORUM90」のニュース87号に掲載されています。お読みいただければ、たんに死刑判決を引き延ばす、というだけで延期申請したり欠席したのではないこともわかりいただけると思います。（「そばの会」に連絡いただければ送付します。）

★★★

「更生の余地がない」とは、検察官が死刑や無期懲役を論告求刑するにあたり必ず出す言葉です。しかし、幸いにして減刑判決を得て社会復帰を果たしてきた人はたくさんいます。いったい誰が好きこのんで犯罪を犯すのでしょうか。ましてや一八歳の少年の将来をどう占えるのでしょうか。

今回の最高裁差し戻し判決の最も重要な問題は、そういう更生の可能性も、結果が重大であれば、被害者（遺族）を慰藉するためには、死刑を回避する理由にはならないと判断していることです。そして、その判断は、マスコミを通じて煽られている社会の気運に敏感に反応しているようです。

★★★

今回の最高裁の判断に疑問を持っている人は多くはないかもしれませんが、しかし、けっして少なくもありません。一、二審の判決自体が何よりもそれを示しているといえないでしょうか。